

四日市市告示第417号

令和5年4月28日付で、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき沈没品を拾得したのから、その物件の引渡しをうけたので、同法第25条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、沈没品を所有者に引渡しますので、心当たりの方は四日市市役所危機管理課まで申し出てください。

令和5年6月2日

四日市市長 森 智 広

- 1 沈没品（引渡しをうけた物件）  
FRP製ボート 全長5.4m 全幅1.2m
- 2 拾得場所  
四日市港第2航路及びシーバース間
- 3 保管場所  
四日市市末広町 四日市港管理組合集積場
- 4 その他  
告示後6か月経過し、引渡し申し出がない場合は、処理を行います。